

# 高校生向けの消費者教育企画書

旭川司法書士会 司法書士 木村幸一

## 1. 趣旨

司法書士は、登記業務・裁判所提出書類作成業務等を通じて、国民の権利保護に寄与し、また「町の法律家」の代名詞のとおり、市民に身近な存在として親しまれるべく日常業務を行って来ています。また、平成15年4月より法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴訟代理業務を行うことが認められ、活動の場をますます広げようとしています。

ところで、我々の日常生活の中では、多数の重要な法律行為が繰り返されているにもかかわらず、その重要性が認識されることが少なく、その結果として重大な被害を引き起こしている事例も多数報告されています。また、近時新聞報道にもありましたとおり、市民の専門知識不足につけ込んだリフォームの訪問販売などの悪質商法がはびこっており、特に判断能力が低下したお年寄りや社会経験の未熟な若年層が狙われています。

さらに、慢性化している不況のあおりを受けて、ついには高利貸金業者から借入を起こして多額の負債を抱え、これを苦にした自殺・犯罪が後を絶たず、また裁判所内外の手続を経ての多重債務処理（自己破産、民事再生等）がここ数年で爆発的に増加しています。

この企画においては、契約の意味とその重要性、さらに今後の社会生活に必要な法的知識になるであろう保証人の意味やクレジットカードの功罪、さらには悪質商法や多重債務問題について、実際に起こった事例を踏まえてお伝えし、ともに考えていきたいと思えます。これらは、遠からぬ未来に社会に巣立たれる生徒の皆さんにとっても、一社会人としての最低限の常識として知っておいて頂きたいものだと考えております。

## 2. 内容（時間：約2時間）

- I. 契約ってな～に？（アンケート形式。回答・解説後、当方で結果を集計予定）
- II. 保証人になるとはどんなこと？（講師が複数の場合、寸劇形式をとりたい）
- III. クレジットカードの正しい使い方（時間によっては省略し、後記V. で簡単に触れる）
- IV. 悪質商法にご注意！（事例解説メイン・クーリングオフの方法）
- V. 多重債務問題（I～IVの総括も兼ねて）

## 3. 質疑応答

## 4. アンケート